



第5章

計画の推進

# 1 推進体制の整備

## (1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。

## (2) 市民との連携協力

### 男女共同参画推進懇話会の機能発揮

男女共同参画推進懇話会は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・検討を行い、市長に提言するなど、その役割は重要です。本計画の進捗状況についての評価を行うなど、推進懇話会の機能が十分発揮できるように努めます。

### 男女共同参画推進サポーター（仮称）の設置

男女共同参画推進サポーターを育成し、市民一人ひとりに届く地域に根ざした広報・啓発活動に取り組みます。

## (3) 庁内推進体制の充実

### 男女共同参画推進会議の機能発揮

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、庁内各部署の連携があってはじめて実現に向かいます。市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進会議の機能の発揮を図ります。

### 男女共同参画推進担当課の機能発揮

男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進懇話会」「男女共同参画推進会議」の機能発揮のために事務局機能を果たします。企画調整機能を発揮し、より一層の取組を進めます。

### 男女共同参画推進員（課長級）及び推進担当者（実務レベル）（仮称）の設置

男女共同参画基本計画を総合的、計画的に推進するために、「男女共同参画推進員」を各部署に配置し、計画の全庁的な推進を図ります。また、推進員は、各部署における施策の企画立案・実施の際に、男女共同参画の視点を組み入れるようはたらきかける役割も担います。

## 2 施策の総合的推進

### (1) 「男女共同参画基本計画」の進行管理

「男女共同参画基本計画」に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、定期的に進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。

### (2) 調査研究、情報収集・提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。

### (3) 施策策定等に当たっての配慮

男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があります。市が施策を企画立案し、事業を実施するあらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮します。そのために職員の意識啓発を行います。

### 指宿市の男女共同参画社会への推進体制

